

建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第46号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（平成12年岩手県条例第37号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	(敷地と道路との関係) 第4条 都市計画区域内にある特殊建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの、階数が3以上である建築物（階数が3の一戸建ての専用住宅を除く。）又は延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計とする。以下同じ。）が1,000平方メートルを超える建築物の敷地は、この条例において特に定めのある場合を除き、幅員4メートル以上の道路に4メートル以上接しなければならない。ただし、当該建築物の敷地の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で知事が安全上支障がないと認めたとき、又は法第43条第2項第2号の規定による許可を受けたときは、この限りでない。	(敷地と道路との関係) 第4条 都市計画区域内にある特殊建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの、階数が3以上である建築物（階数が3の一戸建ての専用住宅を除く。）又は延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計とする。以下同じ。）が1,000平方メートルを超える建築物の敷地は、この条例において特に定めのある場合を除き、幅員4メートル以上の道路に4メートル以上接しなければならない。ただし、当該建築物の敷地の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で知事が安全上支障がないと認めたとき、又は法第43条第2項第1号の規定による認定若しくは同項第2号の規定による許可を受けたときは、この限りでない。
2	(建築物に関する確認申請手数料等) 第11条 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請をする者又は法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知をする者は、確認申請又は計画通知1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額（法第86条の8第1項又は第3項の認定を受けて建築物の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えをしようとする場合にあっては、当該額の2分の1の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを1,000円とする。））の手数料を納付しなければならない。	(建築物に関する確認申請手数料等) 第11条 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請をする者又は法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知をする者は、確認申請又は計画通知1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額（法第86条の8第1項若しくは第3項の認定を受けて建築物の増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをしようとする場合又は法第87条の2第1項若しくは同条第2項において準用する法第86条の8第3項の認定を受けて建築物の用途を変更しようとする場合にあつ

[略]

2 [略]

(建築設備及び工作物に関する確認申請手数料等)

第12条 法第87条の2において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請をする者又は法第87条の2において準用する法第18条第2項の規定による計画の通知をする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 法第86条の8第1項又は第3項の認定を受けて建築設備を設置する場合 6,000円

2 [略]

(建築設備及び工作物に関する完了検査申請手数料等)

第14条 法第87条の2において準用する法第7条第1項の規定による完了検査を申請する者又は法第87条の2において準用する法第18条第16項の規定による工事を完了した旨の通知をする者は、18,000円を手数料として納付しなければならない。

2 [略]

(認定申請手数料等)

第17条 次の表の左欄に掲げる申請をする者は、申請1件につき、同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額の手数料を納付しなければならない。

申請の種類	手数料の額
法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号（法第	[略]

ては、当該額の2分の1の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを1,000円とする。）の手数料を納付しなければならない。

[略]

2 [略]

(建築設備及び工作物に関する確認申請手数料等)

第12条 法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請をする者又は法第87条の4において準用する法第18条第2項の規定による計画の通知をする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 法第86条の8第1項若しくは第3項（法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）又は同条第1項の認定を受けて建築設備を設置する場合 6,000円

2 [略]

(建築設備及び工作物に関する完了検査申請手数料等)

第14条 法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定による完了検査を申請する者又は法第87条の4において準用する法第18条第16項の規定による工事を完了した旨の通知をする者は、18,000円を手数料として納付しなければならない。

2 [略]

(認定申請手数料等)

第17条 次の表の左欄に掲げる申請をする者は、申請1件につき、同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額の手数料を納付しなければならない。

申請の種類	手数料の額
法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号（法第	[略]

<u>87条の2</u> 又は第88条第1項若しくは第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。) の規定に基づく仮使用に係る認定の申請		<u>87条の4</u> 又は第88条第1項若しくは第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。) の規定に基づく仮使用に係る認定の申請	
[略]		[略]	
法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。) の規定に基づく建築等の許可の申請	180,000円	法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。) の規定に基づく建築等の許可の申請	180,000円 <u>(法第48条第16項第1号に該当する場合にあっては120,000円、同項第2号に該当する場合にあっては140,000円)</u>
[略]		[略]	
法 <u>第53条第5項第3号</u> の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請	[略]	法 <u>第53条第5項又は第6項第3号</u> の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請	[略]
[略]		[略]	
法第86条の6第2項の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請	[略]	法第86条の6第2項の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請	[略]
		法 <u>第87条の3第5項</u> の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の許可の申請	<u>延べ面積100平方メートル以内のものにあっては70,000円、延べ面積100平方メートルを超えるものにあっては500平方メートル以内のものにあっては</u>

	90,000円、延べ面積 500平方メートルを超 えるものにあっては 120,000円
	法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の 用途を変更して一時的に他の用途の建築物と して使用する場合の許可の申請
	延べ面積100平方メー トル以内のものにあつ ては110,000円、延べ 面積100平方メートル を超え500平方メート ル以内のものにあって は130,000円、延べ面 積500平方メートルを 超えるものにあっては 160,000円

2 法第86条の8第1項又は第3項の認定の申請をする者は、認定申請1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額（建築設備を設置する場合は、当該額に12,000円を加算した額）の手数料を納付しなければならない。

[略]

3 前項の表の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

(1)～(4) [略]

2 法第86条の8第1項若しくは第3項（法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）又は同条第1項の認定の申請をする者は、認定申請1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額（建築設備を設置する場合は、当該額に12,000円を加算した額）の手数料を納付しなければならない。

[略]

3 前項の表の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

(1)～(4) [略]

(5) 建築物の用途の変更をする場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該用途の変更に係る部分の床面積の2分の1

(6) 法第87条の2第1項の認定を受けた全体計画を変更して建築物の用途の変更をする場合 当該全体計画の変更に係る部分の床面積の2分の

(仮設建築物に対する制限の緩和)

第21条 法第85条第5項又は第6項に規定する建築の許可を受けた仮設建築物については、第4条、第5条及び第7条から第10条までの規定は、適用しない。

1

(仮設建築物等に対する制限の緩和)

第21条 法第85条第5項若しくは第6項に規定する建築の許可を受けた仮設建築物又は法第87条の3第5項若しくは第6項に規定する使用の許可を受けた建築物については、第4条、第5条及び第7条から第10条までの規定は、適用しない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいづれか遅い日から施行する。ただし、表1の項の改正部分は、公布の日から施行する。

